

# 宮津市職員採用試験募集要項

試験区分 一般事務職

第1次試験 平成22年10月17日(日)

受付期間 平成22年8月23日(月)～平成22年9月10日(金)

京都府宮津市

## 1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受験資格
一般事務職	若干名	(1) 昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成 23 年 3 月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成 22 年 3 月に卒業した方又は平成 23 年 3 月末日までに卒業見込みの方

※ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

## 2 試験の日時及び場所

区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成 22 年 10 月 17 日(日) 午前 8 時 30 分 (午前 8 時 20 分集合)	第 1 次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市中央公民館 (宮津市字鶴賀)	宮津市役所

## 3 試験方法及び内容

### (1) 第 1 次試験

#### ①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・作文

#### ②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数 40 題・試験時間 2 時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
適 性 検 査	筆記試験 試験時間 45 分
作 文	筆記試験 試験時間 50 分

### (2) 第 2 次試験

#### ①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成 22 年 8 月 20 日以後に診断されたものに限ります。）

#### ②個別面接

## 4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第 1 次合格発表	11 月上旬 (予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11 月下旬 (予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

## 5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成 23 年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成 23 年 4 月 1 日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成 24 年 3 月 31 日までです。

## 6 受験申込みの方法

提出書類	①受験申込書（写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年成績証明書
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、80円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務室職員係（本館3階）

## 7 受験申込みの受付期間

平成22年8月23日(月)から平成22年9月10日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、9月10日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月17日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日及び土曜日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

## 8 給与等

(平成22年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	161,868円	143,632円	131,694円

※ 職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

## 9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参のうえ、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務室職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

## 10 受験についての問い合わせ先

宮津市総務室職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市宇柳縄手345番地の1 TEL(0772)22-2121 内線231・232

### 【参考】

#### 地方公務員法第16条（抄）

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

# 会場位置図

